

経營業務管理責任者及び営業所の専任技術者の常勤性確認資料の変更について

(1) 改訂の理由

令和6年12月2日以降、従来の保険証の新規発行が終了し、順次、マイナンバーカードと保険証が一体となっていく予定ですが、マイナンバーカードでは、適用事業所、資格取得年月日の確認が出来ないことから、保険証が発行されない方に対応した経營業務管理責任者及び営業所の専任技術者の常勤性確認資料に改訂するものです。

(2) 改訂の概要

常勤性確認資料は、①又は②による対応となります

①現行の保険証をお持ちの方

保険証の有効期限の範囲内で1年間（最長令和7年12月1日まで）、常勤性確認資料として用いることは可能（従来どおりの対応（手引きP192参照））（※）

※ 保険証の有効期限が切れた方、令和7年12月2日以降は、下記②に示す常勤性確認資料を提出すること

②令和6年12月2日以降、現行の保険証が発行されない方 別紙のとおり

(3) 運用開始時期

令和6年12月2日（金）